

松戸市介護予防・日常生活支援総合事業 サービス事業者公募説明会 質問及び回答（Q&A）

この Q&A については、平成 29 年 12 月 20 日（水）に行われた、松戸市介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者公募説明会の際に頂いたご質問に対する回答を整理したものです。現時点での介護制度改革課としての考え方を示しております。今後、内容を精査した上で、回答内容に変更が生じた際には、随時お知らせいたします。

松戸市介護制度改革課

担当：中村・高橋

TEL：047(366)4101

FAX：047(366)4102

E-mail：mckgk3@city.matsudo.chiba.jp

Q1：資格については、介護福祉士と初任者研修だけになっているが、実務者研修は資格要件に含まれるのか

A1：実務者研修修了者も有資格者として資格要件の対象になります。

Q2：生活支援コースの報酬は、利用者から徴収した100円になるのか、また、困りごとコースの場合はどうか

A2：生活支援コースについては、利用者から100円（1割）、市から国保連を經由して900円（9割）をお支払いします。困りごとコースの場合は事業所が料金を設定して利用者から直接全額徴収していただきます。また、市からは間接経費に関する補助金として、提供時間に応じて別途補助金をお支払いします。

Q3：困りごとコースの補助金は上限があり実際にかかった費用分か

A3：補助金は基本額が50,000円で、運営に要した時間数に応じて加算した金額が交付額の上限となります。基本額には、間接経費であるコーディネーターの人件費や電話代等の通信等、実際に要した経費が交付額の上限を下回る可能性がある場合には、実際に要した経費に対して補助金を交付することもあり得ます。

※内容を精査の上、一部回答内容を修正させていただきましたのでご注意ください。

Q4：困りごとコースの補助金の請求方法は書類を提出するのか

A4：補助金の要綱に従って必要書類を四半期に1回提出して頂きます

Q5：困りごとコースの料金は実施団体が決めることになっているが、1回2,000円でも、いくらでも構わないか

A5：市としては目安として500円から1000円程度を想定していますが、特に上限は設けておらず、いくらでも構いません

Q6：基本研修は年間何回実施する予定か。応募者がまとまってくるとは思えないのでタイミングが合わない場合はどうなのか。料金はかかるか。その後の実務者研修は実施団体が自社で実施してよいのか。

A6：基本研修は年間3回位の開催だが、まとまった人数がいる等、必要に応じて企画も可能です。現在研修終了者は250人位です。定員としては1回に約60人位を想定しています。費用は掛かりません。実務者研修は各事業所で実施していただきます。

Q7：コーディネーターの研修は年何回か。管理者・サービス実施責任者等有資格者が受けなければならないか。途中で人が変わっても必ず受けなければならないか。

A7：コーディネーターは有資格者であっても市が実施する基本研修を受けていただきます。基本研修を受けないとコーディネーターになれないということではありませんので、直近の開催日に合わせて受講して下さい

Q8：困りごとコースの地域住民とは松戸市民という意味か

A8：松戸市民限定とは考えておりません

Q9：困りごとコースの利用料金はサービス実施者にそのまま直接お支払いする方針でよいのか（モデル事業と同様か）

A9：方針に変わりはありません。ただし、料金は事業者を設定をしていただきますので、今後個別にご相談を受けたいと考えています。

Q10：広く高齢者の就労の機会の確保とのことだが最低賃金との兼ね合いはいかがか

A10：生活支援コースは最低賃金以上、困りごとコースはボランティアなので最低賃金以下と考えています。

Q11：生活支援コースと困りごとコースの両方を申請するのは可能か

A11：可能です。両方実施の場合は選考で加点します

Q12：現在、看護師を車で病院に連れて行ったり、生活改善等している。会社独自の事業として、要介護認定者が登録して、送迎サービスの予約をしていただき、車を出して病院の送迎をしている。定期的の人と単発の依頼がある。このような事業を行う場合、応募の対象になるか。また、認定者に関わらずちょっと困っている人を新たに対象にしたいと考えているが可能か

A12：本サービスの対象者は、事業対象者または要支援認定者であり、更にケアプランに組み込まれた方、それ以外は補助の対象としないが、自主的に実施するのは構わないので、申請をしていただくことも可能です。

Q13：サービス提供圏域は一か所か複数か

A13：サービス提供圏域の限定はしていません。

Q14：事業目的は高齢者の活躍の場が一番大きいと思うが、自分の事業所で募集することか

A14：各事業者で募集いただくと共に、市が研修会で募集した方々は、どこかの団体に属していただく必要がありますので、ご紹介をさせていただく場合もあります。

Q15：事業候補者に選考された場合、市から依頼があるのか。また、サービス提供範囲を超える依頼はあるのか

A15：生活支援コースは事業所指定になりますので、介護保険サービスと同様、指定申請をしていただき、事業所指定を受けたのち、ケアマネジャーから依頼が来ることになります。また、サービス提供範囲は可能な限りとなり、自分の事業所で対応が困難な場合は他の事業所と連携をとっていただくことになります。

Q16 : 同一事業所、同一ヘルパーで、乗降介助は介護保険で、付添いは困りごとでというのは可能か。従前サービスで時間限度外の場合、利用できないか。

A16 : 個別ケースについては、想定していない場合がありますので、その都度相談に応じたいと思います。基本的には軽度者サービスのため乗降介助を必要な人は想定していません（身体介助を伴わない人が対象）。介護保険の組み合わせとして従前相当サービスは包括単価のため組み合わせはありません（従前サービスが回数単価の場合なら可能性はある）。

Q17 : 困りごとサービスは対象者以外の補助金はどうなるのか

A17 : 対象者の時間数で補助額は変わります。対象者サービス提供時間が 50 時間未満の場合は基本額のみで、対象者以外の提供分については時間数に含まれません。
ただし、条件はもう一つあり、この事業の目的を逸脱しないように半数は対象者に使っていただきたい。

Q18 : 困りごとコースの個別サービス計画書は必要か。定期利用はケアマネジメント A のケアプランが下りてきて、それに対しての個別サービス計画書は必要だが、不定期利用の場合は必要ないということか

A18 : 困りごとコースは個別サービス計画の作成は必要ありません。生活支援コースのみ個別サービス計画書が必要になります。

【補足】

困りごとコースについては、定期利用でケアマネジメント A のケアプランがあったとしても、個別サービス計画書の作成は必要ありません。